

犯罪学

4
4

がわかる。



刑務所内レイプが
犯罪にならない?



性犯罪の

Fukurai Hiroshi

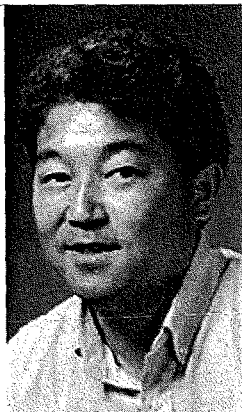
盲点

アメリカ

福来 寛

カリフォルニア大学サンタクルーズ校教授。

1954年宮城県生まれ。カリフォルニア大学リバーサイド校社会学部大学院修了(Ph.D.)。英語共著に「人種と陪審」(グスタボ・マイヤー賞受賞)、「コモン・デスティニー」(マクマーチン裁判)など。日本語論文に「陪審と報道」(「法学セミナー」2000年9・10月号)など。



性的な暴力行為は必ずしも犯罪とはなりません。「犯罪」という言葉、概念が社会的そして政治的に築きあげられた言葉だからです。

たとえば人間の歴史上、人を強姦・殺傷しても強姦罪や殺人罪での起訴・処罰はまれでした。戦争のような軍事主義政策下では逆に、より多くの殺人・強姦が合法化されていました。敵国婦女子のレイプ・慰安婦強要など、現代社会では当然、性犯罪に値すべき行為が堂々と合法化され、また奨励されていたのです。

世界を見渡すと、社会的、文化的背景によって、性暴力行為と性犯罪とが直結しない法的矛盾が存在する国や地域があります。

アメリカでは植民地時代から

世紀後半まで、女性黒人奴隷は所有者に性交渉を余儀なくされ、ムラートと呼ばれる、白人と黒人の混血児を増やすことで、奴隷オーナーの経済的資産を拡大してきました。そしてジョージア、アラバマ、ミシシッピ、ルイジアナなどいわゆる深南部では、こうした性行為を奨励・合法化する法律が作成されたのです。

また、黒人女性が白人に強姦・殺害されたとしても、近年まで犯罪とは見なされませんでした。1886年から1968年までに全米で3442人の黒人が白人のリンチ犠牲者となりましたが、強姦殺人罪で処罰された白人はいません。アラブ諸国では今日でも、姦通した女性を、家風を汚したという名目で家族・親戚が殺害するという行為もまた文化・風習的に殺人犯罪とは規定されていないのです。日本でも最近まで家庭内暴力、特に夫の妻に対するレイプなどの性暴力行為は犯罪とは見なされませんでした。

このように、民主主義国でもジェンダー差別（社会、文化的にみ

た性別の違いによる差）に象徴される性的な暴力行為は社会的に容認されているのです。つまり、性犯罪について語るとき、性的な暴力行為そのものと、その犯罪的な刑事責任との関係は切り離して考えなければなりません。

知られざる 囚人レイプ

この小論では刑事責任を問われない性暴力の一例として、アメリカの留置所・刑務所でのレイプ行為について考えてみます。男性の囚人が他の囚人をレイプする行為のことです。これまでこのような囚人レイプの多くは犯罪と見なされず、刑務監視官の容認・黙認によって続けられてきました。



ロサンゼルス刑務所に収容されている囚人たち（1996年8月）=AP/WWWP

アメリカの刑務所には現在140万の囚人、警察の収容所施設には60万人の留置者がいます。これら200万人のうち、年間36万人が性暴力にあい、そのうち24万人がレイプ犠牲者という報告が出ています。加害者のほとんどが同性愛者ではなく異性愛者であり、レイプという性暴力を通して心理的・肉体的満足感を充足しているのです。拘留者の最大の死因は自殺で、その多くがレイプ犠牲者であり、自殺者全体の40パーセントが投獄から2週間以内に自殺しています。レイプ犠牲者の特徴として年齢が比較的若く体格が小柄、そして初犯者に多いことがあげられます。精神的ダメージが大きく、被害者の多くが自殺に走る傾向があるのです。

少年・少女鑑別所、留置所での未成年者同士によるレイプや、大人の留置所での未成年者レイプも報告されています。また近年、女性囚人の増加にともない、男性看守によるレイプも増えています。しかし収容所の性暴力の多くは黙認され法的管理人にも報告されず、

うやむやのうちに葬られる傾向があるのです。

アメリカの囚人レイプ犠牲者救済団体の一つにSPR(Stop Prison Rape)があります。1979年にラッセル・スミスという元囚人が作ったNPO(民間非営利団体)で、囚人レイプやエイズ感染の教育、被害者の精神的カウンセリングを行っています。囚人のエイズ感染率は一般市民の13倍で、囚人は社会復帰後、妻・パートナー・子供にエイズ感染させる危険性をもつからです。SPRの歴代ディレクターは囚人レイプによるエイズ感染で死亡していますが、この救済団体は現在も活発な活動を続けています。

このように囚人レイプは重大な社会問題を引き起こす可能性をもっているのです。しかし、現状では囚人レイプ防止策を構想する当局側の努力や、刑務所内での被害者の精神的カウンセリングはほとんど存在しません。加えて、レイプ加害者・刑務監督者の刑事責任に関する裁判での立証は極めて困難なのです。処罰はさらに難しく、

過去の例ではレイプ環境を故意に作った看守・管理側の責任を認める判決はほとんど出ていません。

刑務所の組織的犯罪

1992年、カリフォルニア州キングス郡にあるコーコラン刑務所で囚人レイプ事件が起こりました。被告4人全員は刑務所の看守で、たび重なる囚人レイプ・虐待の苦情に対し州検察局がやっと重い腰を上げ、99年に陪審裁判で審理されることになりました。

この裁判での被害者は初犯者で54キロの小柄な男性です。加害者は「ブーティ・バンドイット」(戦利品の捕食者)の異名をもつ190センチ・105キロの囚人で、被害者は看守の指示で同室に入れられレイプの犠牲となりました。加害者本人は大陪審でレイプについて自ら告白しましたが、検察側は囚人以外の看守や管理組織内部からの重要な証言は得られず、陪審裁判では合理的疑問が残るとし

無罪評決を言い渡したのです。

コーコラン刑務所ではレイプ事件のほかにも、看守が戦闘祭(グラディエーター・ナイト)や忍者祭(ニンジャ・ナイト)と称したイベントを企画、囚人同士の格闘や、また看守が忍者に扮し囚人を暴行・殺傷し、8人の看守が起訴され裁判となりました。しかし刑務所組織による検察調査妨害、そして看守を含めた内部からの証言が得られず、2000年6月に無罪が決定しています。同刑務所では1989年から95年までに7人の囚人が殺され43人が下半身不随などの暴行犠牲者となりました。しかし被告全員は実刑を免れ2人は退職、6人は他の管轄区に移動させられました。

囚人レイプはアメリカに限ったことではありません。たとえば一般に知られていない日本の入国管理局の収容所施設などで、警備官や収容所関係者による性暴力行為が報告されています。一般市民がつくる入管監視団体「入管問題調査会」は、不法滞在者、難民、国

外追放対象者などが、性交渉強要・わいせつ行為・集団暴行など人権無視の扱いを受けているという報告書を出しています。

犯罪学者の課題

これらの性暴力行為を犯罪として扱うためには、司法制度の整備も大切ですが、検察局、裁判所そしてその他の行政関連組織の監視努力も必要になります。コーコラン刑務所の裁判では、検察側は刑務所団体の協力を得られず、逆に同団体は組織ぐるみの妨害を行うことによって、被雇用者である看守や監視責任者の無罪を勝ち取っています。さらに、州法務局に対し刑務所の内部調査を制限する訴訟をおこし、控訴裁で調査制限を認めた下級裁判所判決の支持を得ています。

日本の入管収容所での性暴力に對しても、市民監視団体が被害者の国家賠償請求訴訟を援助しています。しかし、在留外国人や一般

市民の民意が反映されにくい現在の日本司法制度では、訴訟による入管収容制度の抜本的改革や外国人被害者救済への道のりは険しいといえます。

犯罪学とは、囚人レイプや入管収容所での性的な暴力行為などのように一般社会で当然、性犯罪に値する暴力がなぜ「犯罪化」されないのかを検証する学問でもありません。そして法規制されていない犯罪行為とはいかなるものなのか、それを罰するべき法律はだれがどのような社会・政治的枠組みの中で作るのか考察する研究分野です。性犯罪を含む「犯罪」という概念は政治社会的・人為的に構築されたコンセプトであり、多くの性的な暴力行為は現代社会で合法化されている側面があります。

これらの性的な暴力行為と刑事責任との関係を踏まえて、社会的に合法化されている「犯罪行為」をいかに処罰の対象にするのか犯罪学者は真剣に考えなければなりません。